

先進的インターンシップモデル作成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、先進的インターンシップモデル作成支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、とっとりインターンシップに登録されている企業又は団体（以下「登録企業」という。）が、専門家の伴走支援を受けながら行うインターンシッププログラムの新規作成や見直し改善に向けた取組を県が支援することで、先進的なインターンシッププログラムを創出し、学生のとっとりインターンシップへの参加促進、ひいては県内企業の人材確保を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施する登録企業に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、3分の2（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（600千円を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

4 補助事業の実施期間は事業実施年度の2月末日までとする。

(事業提案及び事業採択)

第4条 本補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号、様式第2号及び様式第3号を、商工労働部雇用人材局雇用政策課長が別に定める補助金募集要領（以下「募集要領」という。）に記載された日までに提出するものとする。

2 商工労働部雇用人材局雇用政策課長は、事業提案書の提出があった場合は、募集要領で定める審査基準により提案の採択の可否を決定し、様式第4号により通知するものとする。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、前条第2項に規定する通知に記載する日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額に係る変更

(2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日、又は事業実施年度の3月10日のうちいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第17条第1項の報告に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第3号及び様式第6号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第7号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(情報発信への協力)

第9条 補助事業者は、本補助金で実施した事業について、とっとりインターンシップの推進のため、業務に支障のない範囲で県が行う情報提供及び発信に協力するものとする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月29日から施行し、令和4年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費
専門家によるコンサルティング支援を受けて行う、とっとりインターンシップに登録するインターンシッププログラムの新規作成又は見直し改善	①コンサルティング経費（謝金や旅費を含む） ②その他コンサルティング支援のために知事が必要と認めた経費

注) 委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

〒

提案者 住所
名称
代表者職氏名

（ 押 印 不 要 ）

令和 年度先進的インターンシップ作成支援補助金 事業提案書

先進的インターンシップ作成支援補助金について、別添のとおり提案します。

<添付資料>

- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・収支計画に係る見積書等（様式任意）

令和 年度先進的インターンシップ作成支援補助金事業計画書

1 申請者の概要

電話番号		電子メール	
担当者職・氏名			

2 事業計画

事業実施期間（予定）	令和 年 月 から 令和 年 月 まで
支援プログラム区分 （いずれかに○）	新規作成 ・ 既存見直し
インターンシップを 実施している目的	※現在、企業として何のためにインターンシップを実施しているのかを記載してください。
インターンシップの 現状・課題	※現在のプログラムの問題点、企業として課題に感じていることなどコンサル支援を受けるに至った経緯等を記載してください。
コンサルティング支 援を受けたい相談内 容	※どのようなコンサル支援を受けたいか、相談される内容をなるべく具体的に記載してください。
コンサルティング支 援を受けた後に目指 す姿	※コンサル支援後に理想とするプログラムの内容や学生が学べること、企業としてのインターンシップの目的や位置づけ等を記載してください。

※上記は審査項目となりますので、なるべく詳細に記載してください。

3 本補助金の事業実施に際して支援を受ける専門家

<p>（複数の専門家による支援を受ける予定の場合は、全ての専門家について記入してください。）</p> <p>名称：</p> <p>代表者名：</p> <p>所在地：</p> <p>鳥取県内における事業所の有無（いずれかに○）： 有 無</p>

4 他の補助金の活用の有無（予定）について、いずれかに○をしてください。 有 ・ 無

<p>「有」の場合、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記入してください。</p>
--

様式第3号（第4条、第5条、第8条関係）

令和 年度先進的インターンシップ作成支援補助金収支（予算・決算）書

1 収入の部 (単位：円)

区分	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合計		

2 支出の部 (単位：円)

経費名	経費内訳・明細	補助事業に要する経費	うち補助対象経費
	合計		

※経費内訳・明細には積算根拠を明記してください（別紙可）。

3 委託料の県外発注の有無 有 ・ 無

「有」の場合は、県外発注する理由を記入してください。

※経費に「委託料」がない場合又は県内事業者が発注される場合は「無」に○を付けてください。

様

鳥取県商工労働部長

令和 年度先進的インターンシップ作成支援補助金の審査結果について（通知）

年 月 日付で提出のあった 年度先進的インターンシップ作成支援補助金事業提案書について、先進的インターンシップ作成支援補助金交付要綱（令和4年3月●●日付第20210000●●号鳥取県商工労働部長通知）第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり審査結果を通知します。

（採択の場合）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第5条の規定に基づき、補助金交付申請書を 年 月 日まで（施行日から20日以内）に提出してください。

記

審査結果	採択とする	不採択とする
（採択の場合）採択額	金	円
（採択の場合）事業提案書提出日	令和 年	月 日

様

鳥取県知事

印

令和 年度先進的インターンシップ作成支援補助金交付決定通知書

年 月 日 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった先進的インターンシップ作成支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところとする。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、先進的インターンシップ作成支援補助金交付要綱（令和4年3月●●日付第2021000●●号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

令和 年度先進的インターンシップ作成支援補助金事業報告書

1 申請者の概要

電話番号		電子メール	
担当者職・氏名			

2 事業報告

事業実施期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで
支援プログラム区分 (いずれかに○)	新規作成 ・ 既存見直し
受けたコンサルティング支援の内容	
コンサルティング支援を受けた後の姿 (プログラム概要)	

※上記はなるべく詳細に記載してください。

3 本補助金の事業実施に際して支援を受けた専門家

(複数の専門家による支援を受けた場合は、全ての専門家について記入してください。)

名称：
 代表者名：
 所在地：
 鳥取県内における事業所の有無（いずれかに○）： 有 無

4 他の補助金の活用の有無（予定）について、いずれかに○をしてください。 有 ・ 無

「有」の場合、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記入してください。

鳥取県知事 様

〒

報告者 住 所
名 称
代表者職氏名

印

年度先進的インターンシップモデル作成支援補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定のあった 年度先進的インターンシップモデル作成
支援補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、先進的インターンシップモデル作成支援
補助金交付要綱第8条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--------------------------|---|------|
| 1 | 本補助金の確定額（確定通知書により通知した金額） | 金 | 円（A） |
| 2 | 確定額に係る補助対象経費の額 | 金 | 円（B） |
| 3 | 実績報告控除税額 | 金 | 円（C） |
| 4 | 確定した控除税額 | 金 | 円（D） |
| 5 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |
- ※ $(D) - (C) > 0$ の場合、 $((D) - (C)) \times (A) / (B)$

注 積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。